

Title	ニューディール後期の反トラスト政策： 司法次官補・反トラスト部長サーマン・アーノルドを中心に
Sub Title	Antitrust policy in the later New Deal : the case of Thurman Arnold, assistant Attorney General
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.2 (1995. 3) ,p.99(215)- 129(245)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950300-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニューデール後期の反トラスト政策

——司法次官補・反トラスト部長サーマン・アーノルドを中心に——

山口房司

(一) はじめに

反トラスト法、特にシャーマン法の場合、その立法時の連邦議会議員の制定意図よりも以後一世紀余り裁判所の解釈により同法の性格・運用に変化が与えられたことが重要である。その間の事情はM・ハンドラーの著「反トラストの真相」(一九八二年)、さらには同書の副題「裁判所の決定及び自由裁量の補完的役割」がこれを象徴的に示している。さらにハンドラーは一步ふみこんで連邦最高裁の優越ぶりを強調して「連邦議会は単に自由競争に対するその信念を確認したに過ぎない」とさえ言いきって、逆に司法部の大きな役割を強調した⁽¹⁾。

このように立法部門と司法部門との関係を一先ず右のように措定したからには、残る行政部門の反トラスト姿

勢が問われねばならない。蓋しこれら諸法の性格よりして同法違反は告発(たとえば行政府による)されねば何らスタートさえ切りえないこと、さらに変遷する諸判事の「決定と自由裁量」に抗してでも同法を实效あらしめるためには、(a)執行部が「告発」、訴訟指揮など所謂現場の「実践部隊長」としてどのような適格人物を据えてきたか、そして彼をスタッフの増員、予算増額で大統領がどれだけ支援したか、その際のF・D・ローズヴェルト(以下FDRと略記)の態度に揺れはなかつたか。この最後の点については史家の意見は必ずしも一致していないが、少なくとも右にあげた諸点は考究される必要がある⁽²⁾。

(b) 行政府の支援意志の程を示すものとして前記予算・人員の他に、司法が「補完的役割」をしばしば越える場

合、時にはそれに抗してでも行政はその意志を示さねばならない。その典型的突出例としては有名なFDRの“court packing”の企てがある。

右のことから実践部隊長サーマン・アーノルド (Thurman Arnold) 司法省反トラスト部長と、時には受けて立つ被告よりもアーノルドに敵対的でありうる最高裁の構成とその構成員^③、そして彼らの法理が“両輪”的にとりあげられる時にこそ反トラスト問題の真の姿により近づきうる。然して本稿は力点を主として行政府側の考察に置いて右の目的説明にあたろうとするものである。

従来、論じられてきたのは良いトラストか悪いトラストか、或いは「当然違法」^{パシ・イリガール}の原則か「条理の原則」^{ルール・オブ・リーズン}かの観点からであるか、又合衆国は市場経済、自由競争、人(自然人、法人のいずれも含む)に出来るだけ干渉しない小さな政府であるべきか——それは必然的に貧困と弱者を生む弊害を伴う。それを避けるには政府の規制・干渉・介入は或る程度許されるべきだとする大きな政府論が常に拮抗してきた。後者は時として特に近時は「消費者」利益保護という理論側面を生んできたし、前者については「自由」競争こそが建国以来アメリカ的諸価値の最大級の一つであったという理論的背景を有してきた。

このようにトラスト・反トラスト問題は独り経済問題に留まらず、政体論争にと不可避的・拡大的に把握されねばならぬ側面を有する。本稿はそのことを必然もしくは所与の条件として論じられる。

内戦終結時から、世紀転換期、大恐慌、第二次大戦を介在させてのニューディール期を通じて合衆国は例をみない激変を経験した。従前の諸拙稿においては、それらをいくつかの統計、数字で提示してきたが^④、本稿では別の指標でそれを明らかにすることから始める。

これら諸変化の中で特に注目すべきものは、私有財産権に関するコンセプトの推移であろう。それは自然人だけでなく法人にも所有権が同様に認められるとする思想の裏打ちを得て、アメリカ的経験に大きなイムパクトを与えた。即ち第一に、一八六八年合衆国憲法修正第十四条が採択され、それはやがて州の警察権能と連邦の干渉の問題、適法手続きが実体的なそれにも道を準備したこと、法人の人格が認められるとする解釈を生んで激動の舞台を設けた。第二には、急速な企業法人の成長と、それに表裏をなす製品に対する全国的市場が創出され、私的企業に広汎な経済的諸力を与えた。多くの個人もこのような展開から恩恵を受けたものの、一方でかかる産

業化は富の分配に相当な差を生みだす傾向をもたらした。第三に、連邦最高裁（以下最高裁と略記）が漸次、適法手続きに実体的解釈を与えるとともに、シャーマン反トラスト法に「条理の原則」を採用するに至ったことと相俟つて、大企業にとっては相乗効果を期待しうる環境を準備した。そして司法部門は議会の不当な立法的干渉から財産権を防禦する経済的適法手続きのドクトリンを盛行させた。^⑤

合衆国憲法も含めて各国憲法はいずれも常に生成状態にある。決して静的でもなければ、時間の中に凍結されである訳でもない。むしろ合衆国憲法は絶えず次の世代の緊急事に対応するように備えていなければならぬ。別言すれば合衆国憲法の起源は一七八七年にあると同時に、それが作出した諸裁判所にしろ、各行政機関にしろ、それぞれの各期はこの基本法に新しい「起源」を運んできた。即ち合衆国の全ての法はニュートンの^⑥ような考え方もむしろダーウイン的である。このような考え方に立てば、本稿が扱う反トラスト法解釈を最高裁が様々に変えてきたのは決して例外的な事象ではない、と言えるかも知れない。しかし独占規制概念の揺れに関する限り、そのように単純に突き放した発言は相応しくない。その理

由の一つは、これに関わる諸事件は、常にアメリカ価値体系の中にあつて基底的且つ不変であると多くのアメリカ人が信じてきた諸価値の幾つか、例えば自由、財産権の尊重との抵触を免れなかったからである。合衆国憲法が保証する権利の「不変性」に重きをおくか、それとも時代を通じ作りあげてきたコモン・ローの判例の集積という「生成性」を重視すべきであるか。

言わんとする処は、建国の父祖たちの意図も、現代の諸問題の解決にとって全能ではなく、せいぜいのところ法律判断に當つての一つの基準にすぎないということである。確かに修正諸条項を除いては合衆国憲法の文言は變つていない、しかし時間の経過の中でその意図・内容は変化するのである。特に前記したような激動期にあつてはそうである。

反トラスト諸法の解釈変化ほどの典型例は他にない。それはA・S・ミラーの次の行文に間然することなく述べられている。「法体系にあつて、多くの議会制定法は何度となく本来の概念とは遙かにかけ離れた体裁を得ている。その端的な例がシャーマン反トラスト法であり、同法は一八九〇年以来合衆国憲法と殆ど同じような解釈と再解釈を加えられてきている^⑦」。このような変転性の

他に、我々は更にアメリカ的価値体系の中にハイアラキー、例えば自由と財産権の間に位階をたてられるのか、もしたてねばならぬとすれば、どの価値に上位を与えるべきかという難問にも面しているのである。

権利章典制定二〇〇年を記念して数多く開かれた学会からの招待状を受けたヴァンダビルト大学の法律・歴史学教授 J・W・エリー二世は、それらの間に重大な共通点があることに気づいた。⁽⁸⁾ それは近時、「人権」の重視についてのコメントは多いものの、合衆国憲法に定められ合衆国の国体の重要な骨組みの一つをなしているはずの「財産権」の尊厳には殆ど触れられていないという点であった。⁽⁹⁾

それどころか今日多くの学者は、憲政的に保護されているこの財産権なる概念に冷淡であるか、時には敵意さえ示している。例えば学界に強い影響力を持つ B・シユウォーツは一九七七年の著「人類の大いなる権利。アメリカ権利の章典の歴史」において、この経済的権利につき次のように結論した、「今日、財産権への斯る強調は受ける価値がない」と。建国の父祖たち、即ち合衆国憲法が財産権に高い関心を払っていることに注目しているものの、彼は大いなる諸権利の中で、明らかにこれに

高い地位を与えてはいないのである。⁽¹⁰⁾ 従って人は財産権の尊重と個人の自由との間には重要なリンクがあるとすれば通説的な概念に楔が打ちこまれていることを認識せねばならない。さらにはこの両者が互いに「味方なのか敵なのか」についても想いを至す必要がある。

勿論アメリカ史の殆どを通じて財産権と自由は政治思想においても、法律思想にあっても密着して進行してきた。⁽¹¹⁾ 合衆国憲法及び権利章典の制定者たちは財産権擁護に対する実用、功利、自由主義的知識を有していた。彼らは財産権の安寧は資本の投下を醸成し、斯て合衆国の経済発展を促すと期待した。ここには自らの財産権を思うがままに駆使し、ついにはその結果として「独占」状態を生みだすのも「自由」だとするのを許す価値観の基盤がある。勿論、当然のことながら彼らは十九世紀末のあのような巨大トラストの出現を予察することは出来なかった。ともあれ権利章典の主たる起草者の一人 J・マディソンは私有財産権の保障こそ共和政治の安定と、個人的自由の享受に必須であると強調していた。このことを S・ブラッチーは次の如くに要約している、「アメリカ憲法制定期、建国の父祖たちの最も重要な価値観は、財産権の安全確保の必要性に対する彼らの固い信念」に

裏づけられていた、と。⁽¹²⁾ここでは諸価値の体系の中で、財産権に対して高い優位性が与えられていたことが見てとれる。

他方、イギリスのホイッグの伝統とロックの哲学に依拠した父祖たちは、政府の権力行使を抑制することによつて自由は最もよく保証されるとした。財産権の保護は個人の自治的、自主的努力の領域を創出し、斯て潜在的に、それは強圧政治から市民を守るに資する。しかし価値体系の枠内で自由はどのような位階に置かれるか——それは独立後、有名なダートマス大学事件においてD・ウエブスターが提出した準備書面では次のようである。「生命及び自由に次いで、自由政府の偉大な目的は私有財産に手を触れさせないようこれを支援することである」⁽¹³⁾。ここでは財産権の劣位は明らかである。加えて我々は例えば私有土地の十二分の自由利用が、公益または州の警察権能の名の下に制約を受けたことも周知している。ここで言わんとするのは、アメリカ的諸価値の間には位階があり、それらが調和的に併存したり、その関係が抵触状態に陥入る時代も間歇的に生じたこと、但しそのような事態にあつても立法府や最高裁が優先位の高い権利のみに止目し他の項目を全く無視することは不

可能であつたこと、しかも連邦と州とで成立する二元的連邦国家の枠組みで、政府は時代に応じ、事件に応じて社会的、経済的諸力に想いを馳せながらこれに対処せざるをえなかつたという点である。

前述のように様々な解釈の対象となつたシャーマン法ではあるが、一般に言つて法律を変化させるには四つの方法が考えられる。第一は正式な憲法修正による方法、第二は司法部門の判断により、そして第三には起源としては立法的・行政的ではあるが実質的にはアメリカ社会の枠内における力の均衡を変えること、最後に累積的効果としては捕捉し難いが実体的には政治構造を変える政治的「慣行」に許えることである。

一見して判るように、第一の方法は可成りの緊急事態にのみ起る可能性を有するに過ぎないし、第三と第四の場合においては例えば幾度も選挙を通じて有権者の賛意を得る必要がある。従つて唯一ではないが、第二の方法、即ち最高裁が特定の法律に解釈・再解釈を与える方法が現実的、可能的なものとして登場する。即ち最高裁が“law making”を爲すということである。この手法こそが合衆国憲法をして、その制定時とは遙かに異なつた経済的環境に置かれても二〇〇年後まで永続たらしめて

きた手段であつた。

そして幸運にも合衆国憲法それ自体には明言的には示されていないが、一八〇三年以来、例のJ・マーシャル首席判事により最高裁には斯る law making を爲す権限が与えられた。⁽¹⁴⁾ 即ち建国以来僅か一世紀の間に、最高裁は或る分野、或る条件下においては「超立法府」的に様々な文言の意味を決定する究極的権限を有し、しかも「擬宗教的方法」でそれを行ない得る地点にまで達していたのである。このような地位を得た最高裁は、当然激しい攻撃の対象となる。数々の告発をなし、その故に諸判事と対抗的關係を有することになった司法省反トラスト部長T・アーノルド、「トラスト潰し屋」と呼ばれた彼は好んで次のような発言をくり返した——「経済学は神学である……そしてそれは最高裁にも、合衆国憲法にも当てはまる」⁽¹⁵⁾。

両者の關係をこのように置いた後、シャーマン反トラスト法の意図——少なくともも行政政府によつて同法施行の態様を変改しようとした、いわば前述の第三の方法でそれを強化すべくアーノルドを反トラスト部長（司法次官補に当たる）に任命したのは、FDRであつた。その姿勢の一貫性についてはしばしば疑問を呈されてはいるが、⁽¹⁶⁾

彼が独占の台頭を視認し、従つてそれへの対応の喫緊性を認識していたのは確かである。相互交錯しながら、そしてしばしば第二の方法と抵触するのも覚悟の上で、行政府の長と、反トラスト部の長とがこの最大級の問題解決に第三の方法によつて立向かおうとしたのは、合衆国国体論に照らしても甚だ興味深い。

アーノルドの職務に対する専心ぶりは明々白々である。ジャーナリズムからいち早く「トラスト潰し屋」のラベルをはられた彼が、一九三八年就任、一九四三年退任までの五年間に指揮した訴追件数は、シャーマン反トラスト法定一八九〇年以来彼が辞任する一九四三年までの総件数の実に四十四パーセントに達する。表現にいささか異議ありとしても、C・A・ビアードは次のようにそれを認めて曰く、「彼はそのような辣腕の故に退任を余儀なくされた」⁽¹⁷⁾。

アーノルドはまさしく前述の第三の方法で、この時代第一級の問題に果敢に立向つた。彼の栄光と、必ずしも意に沿わなかつた連邦控訴裁判事への転任、いわば挫折——それが第二次大戦という非常事態に密接に絡んでのことであるが故に、尚更関心をひくが——を以下に論究する。

註

- (1) Milton Handler, *Antitrust in Perspective. The Complementary Roles of Rule and Discretion* (1982), p. 3.
- (2) Wilson D. Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington. A Look at Antitrust Policy in the Later New Deal," *56 Business History Review* (1982), 1-15.
- (3) Handler, *op. cit.* chapter 1.
- (4) よし当たり次の諸拙稿を参照されたい。「世紀転換期におけるアメリカ連邦主義と独占の形成」文化史学第四号(一九八八年一月)。「経済憲法」シヤーマン反トラスト法制定意図とその背景」山口大学文学会志第四二号(一九九一年十二月)。「世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について」史学第六三卷一・二号(一九九三年八月)。「シヤーマン反トラスト法とその意義」。史学第六三卷四号(一九九四年八月)。
- (5) あえて「実体的」と呼ばずに「経済的」適法手続きと呼称している点に興味深い。
See generally Herbert Hovenkamp, "The Political Economy of Substantive Due Process," *40 Stanford Law Review* (1988), 379.
- (6) Woodrow Wilson, *Constitutional Government in the United States* (1908), p. 157; Arthur Selwyn Miller, *The Modern Corporate State. Private Governments and the American Constitution* (1977), p. 6.
- (7) Miller, *op. cit.*, p. 9.
- (8) 因みに二〇〇周年を記念し彼は次の著作を共編して
David J. Bodenhamer and James W. Ely, Jr. (eds.), *After 200 Years: The Bill of Rights in Modern America* (1992).
- (9) James W. Ely, Jr., "Property Rights and Liberty: Allies or Enemies?," *22 Presidential Studies Quarterly* (No. 4, Fall 1992), 703-710, esp. 703.
- (10) Bernard Schwartz, *The Great Rights of Mankind: A History of the American Bill of Rights* (1977), p. 224.
- (11) See generally James W. Ely, Jr., *The Guardian of Every Other Right: A Constitutional History of Property Rights* (1991).
- (12) Stuart Brucey, "The Impact of Concern for the Security of Property Rights on the Legal System of the Early American Republic," *1980 Wisconsin Law Review*, 1135, 1136.
- (13) Ely, Jr., "Property Rights," 704, 傍点引用者。 *Dartmouth College v. Woodward*, 4 Wheat. (17 U.S.) 518 (1819); A. T. Mason, W. M. Beaney, and D. G. Stephenson, Jr. (eds.), *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (1983), pp. 297, 298, 325-329.
- (14) *Marbury v. Madison*, 1 Cranch (5 U.S.) 137 (1803); A. T. Mason et al., *op. cit.*, pp. 30, 31, 35, 47-50, 79, 143.
- (15) Miller, *op. cit.*, p. 11. 最高裁の権力一般については次を参照。 Do., *The Supreme Court and American Capitalism* (1968), chapter 6. 両者間の攻防については次を参照。 Thurman Arnold, *Fair Fights and Foul: Dissenting Lawyer's*

Life (1965).

(16) Miscamble, "Arnold Goes to Washington," 1-15.

(17) Charles A. Beard, *Government and Politics* (1949), p. 430. なお次も参照せよ、今村成和著「私的独占禁止法の研究(Ⅰ)」昭和五十一年、四七—四九頁。

(二) T・アーノルドの選任

立法による公共政策の実施状況は、該法制定以後それぞれが如何に実効的に、また逆に休眠状態のまま経過したかによって計られる。その最適の例が世紀交代期以降の合衆国における反トラスト政策にみてとれる。つまり立法府が制定した一般法が行政府、司法部門によってどのように運用、解釈されたかの跡づけによってそれは確認される。その探究作業の全過程の中で、判例に依拠するのは勿論、変化する時代に即した新しい経験・新機軸・新解釈を生み出す実用主義と、機をみる叡智の考察が求められる。従って公人の人間性は、時代の趨勢と同様に反トラスト諸法施行の活発さや効果について影響する。政治家のみならず行政官、裁判官はそれぞれ様々な価値観、目的、公正を持つこと、それ故に彼ら個々人の研究も必要であり、そこに「トラスト潰し屋」T・アー

ノルド研究の意味がある。

一般に世紀転換期以後現在まで、合衆国は規制政策の新機軸に三つの大きな波を経験し、その各期は或る種の危機的状况によって特長づけられる。また各期はその期独特の規制機関を新設したり、休眠状態にあった行政機構の活性化をはかる。このような規制強化策は政府権威と私的自由との間に均衡を保とうとする政治的概念に微妙な、また時としては激的な影響を与える。一九世紀末の自由主義理論は規制政策を忌避した、換言すれば公益が私的利益追求を上まわることを良しとしなかつたのである。従って一八八七年州際通商委員会が創設された時も、一八九〇年シャーマン反トラスト法が制定されて以後も、世論や司法部門の態度はそれらに対して厳しく且つ抑止的であつた。シャーマン法の施行は斯て暫く微動的、発散的であり政策も混乱状態にあつた。

このことは革新主義時代(一九〇〇—一九一七年)を挟んで、一九三〇年までに時間を限ればまさにぴったりと当てはまる。即ち人口に膾炙した叛乱的時代のトラスト叩き——W・ウイルソンによって提唱された反独占的見解を通じて——の時代から、一九二〇年代のビジネス志向の同業組合運動まで、合衆国においては反トラスト

法施行の統一的哲学の存在を示すものは何一つ見うけられなかった。つまり大企業合同が出現し始めた時点から、大恐慌の末年に至るまでおよそ半世紀以上もの間、「独占はアメリカの公的生活の中心的論題」であつた事情にも拘らずそうだったのである。⁽²⁾

究極的には大企業出現による経済の変容がひきおこした社会的、政治的大不安定時代と捉えうる革新主義時代には、これに対処すべく経済的競争回復のための巨視的ルールを編み出す行政諸機関が創設された。即ち連邦通商委員会 (F T C)、連邦準備制度理事会 (F R B) など反トラスト訴追機関の創設と、州際通商委員会 (I C C) の権限拡大などである。多くの史家はこれを指して新しい中産階級、即ち専門的知識を持つホワイトカラー族の台頭の時代と称している。この期にあつては彼らのような専門的、不偏不党的なテクノクラートこそが実行可能なイデオロギーと方策を見出だすことができる⁽³⁾とされた。この見解に従えば、社会的諸問題の特定とその修復は、クールな科学的理解とその応用を試みるエキスパートのみが、⁽⁴⁾経験的知識を基盤にしてこれに⁽⁴⁾応えうる⁽⁴⁾と理解される。

ニューデイル期に入るまでに、専門家集団の必要性

ニューデイル後期の反トラスト政策

が F D R の民主党員の間で論じられるようになっていた。そして大恐慌が行政に対し大胆な政治的行動をおこすよう求めた。ニューデイル支持派の信念は、連邦議会では斯る複雑な諸問題を継続的且つ首尾一貫して捉えな⁽⁵⁾いと⁽⁵⁾する信念にまで固まっていた。経済を規制しなければならぬとすれば、専門家、スペシャリストが冷静、合理的にこれに対処すべきである。議会は全般的なルールを議決し、その施行は議員とは異なり選挙を気にする必要のないそれぞれの分野の専門職に委ねることが、遂行上も、また公正を保つ上でも好ましい——それが大方の合意であつた。

ニューデイル期ほど経済状況と、前述の条件、諸側面が如実に顕れた時期は他にはない。一八九〇年以来、シャーマン法については「連邦議会は州際及び外国との通商における取引きの規制と独占を禁ずることによって、我が国経済の主たる規制力としての競争を保証すべきである⁽⁵⁾という信念を、単に表明したに過ぎない」と酷評されて⁽⁵⁾いた。行政府もまた反トラスト運動に効率的ではなかつた。アーノルドが一九三八年司法省反トラスト部長に任命されたのはこのような文脈においてであり、彼の前任者とは比較にならない活力で多くの「トラスト潰

し」に従事したのは、このような背景があつてのことであるという認識を持つのは肝要なことである。⁽⁶⁾

アーノルド部長就任直前までのシャーマン反トラスト施行状況は、各部門の職責任者たちによつて次のように述べられている。ニューディール期、産業界の狂乱ぶりを鎮める最初の包括的立法は、連邦産業復興法 (NIRA、一九三三年) であつた。そして周知のように二年後同法は違憲とされた。一九三三年七月六日、法務総裁 H・カミングスは流布されている噂について記者会見で次のような弁明をしなければならなかつた。同日強い口調で曰く、「若干の地域では反トラスト諸法が全面的、或いは部分的に廃棄されたとか、一時停止されたとする印象があるように思われる。これは全く誤つた印象である。産業界グループ及び他のグループは、連邦復興局 (一九三三—三六年) の下に法令を定め、その法令の幾つかの要件から実際的な免除を得るまでは……反トラスト諸法に定められた諸条項と諸条件を遵守しなければならぬ……そして大統領の是認を得るまではそれを守らねばならない」⁽⁷⁾。

連邦復興局 (NRA) の短命で不幸な期間、実業界は反トラスト諸法は施行されざるものと理解していた。そ

れらはより小さな企業の犠牲の上に立つて市場のシェア拡大を果し、反トラスト諸法の骨抜きを計つた。致命的なシエクター判決がそれであつた。⁽⁸⁾ これ以後 FDR の反トラスト政策は、彼の閣僚の間に高まつた反独占的意見と、産業界指導者との間の確執の狭間で揺れ動いた。彼の反トラスト政策には必ずしも一貫性が認められないと批判される所以がそこにある。

このように定まらない大統領から反独占派が好意を受けるに至つた一因は、疑いもなく一九三七年の景気後退であつた。彼らにとつての追い風である二年続きの不況は、FDR にとっては国政全般を再考する契機ともなつた。大統領はこの国の経済的条件に対する大衆の不安と不満を感じとらない訳にはいかなかつた。何故に独占問題にスポットライトが当てられないのか? この不満は経済的集中に関するおびただしい論文・学術書を出版しつゝあつた一群の学者たちによつて支援されていた。政治的には調査、政策立案を開始せねばならぬ時間が切迫していた。⁽⁹⁾

いま一つ大統領の反トラスト政策の再活性化を促した圧力は、連邦議会から発していた。特に西部諸州選出上院議員たちの間では、如何なる立法措置がとらるべきで

あるかについては意見が分れており、その意味では十分に組織化されていたとは言いが、独占問題が持つ政治的含意を鋭く認識していた。かれらは「革新主義ブロック」として公然たる反抗に出たのである。

このブロックの系譜は一般に次のように諒解されている。先行したポピュリストは慢性的な農業不況に反応して、政府に対し何よりも強大な私的経済力を縮小させ、以て不利を蒙っている者を支援する積極的行動をとるよう要求した。強い政府の必要性というこの概念は、革新主義者によって更に強く且つ広汎に主張された。即ち彼らは農業分野に留まらず、多岐な領域での経済改革を要求したのである。革新主義者は労働場所における健康、安全基準、最低賃金、労災保障、そして少年労働の廃止を求めた。

しかしながらこれら諸政策の実施は、不可避的に契約の「自由」や、所有者が自己の財産を「自由」に使用する権利と抵触する。また彼らは富の集中を分散させるべく、連邦所得税法を歓迎し、より活動的で強い政府の出現を可能にする財政措置を望んだ。⁽¹⁰⁾ これら改革派にとつては、制約的な小さな政府、或いは財産権尊重といった建国期以来の伝統的規範は、逆に社会的変化や「平等」

の権利に対する障害と映じたのである。

このように「自由」と「平等」に一部抵触しながら、彼らは更に司法部門は財産権の尊重に重心をかけすぎていると感じとった。それ故、社会変革は司法部門に依拠するのではなく、立法過程を通じてなされるべきであると考えた。彼らからみれば、諸価値のハイアラーキーにあつて、財産権と自由とは明確に異なる地位にあつた。このような改新主義哲学は最高裁からも、更に大きく言つて大衆のいずれからも直ちには受容されなかつた。今世紀初めの数十年間、最高裁は確かに例えば労働者の安全施策の合憲性を支持するなど、この改革運動に或る程度の適応を示した。しかし大局的には、経済的（実体的）適法手続きの重視、経済的立法への厳しい解釈をとり続け、結果として独占にくみしたのである。⁽¹¹⁾ 従つて革新主義者は議会での活発な論戦の他に、行政府の長に對し期待と強圧をかけざるをえなかつた。そのような一例を、強烈な個性の持主である革新主義のリーダー、アイダホ州選出上院議員W・E・ボラーにみる事ができる。さらに斯る文脈において革新主義FFDRアーノルド登場の三者関係を遠望する。

ボラー議員の他に、いずれも中西部出身のR・M・ラ

フォレット (ウイスコンシン)、J・C・オマホニー (ワイオミング) など熱烈な反トラスト派議員を加えることができる。特に父の後を襲って上院に議席を得たラフォレットは、FDRとの間でリーダーシップを争っていた人物として知られていた。またオマホニーはFDRがすでに反トラスト政策に関する演説を行なっていたのを熟知の上で、一九三九年六月一九日付書簡で次のように強調した。即ち彼は暫定国家経済委員会 (TNEC) の審問会に参加した後、独占問題につき、かつての古い州際通商に従事する巨大企業に対する連邦免許法案を再び持ちだしてFDRに攻撃を加えた。「州際及び外国通商を行なっている企業は、連邦政府の免許状を得べしという単純明快な事実を認識することこそが、現今の経済問題に対する解答であります。この解決策は多くの実業界指導者によって恐れられています。その理由は彼らがこの策の中に実業に対する政府の自由裁量的支配を強化しようとする努力を見てとっているからです……連邦の免許状という賢明なシステムの結果が……一方では人民を独占の危険から、また他方では全体主義的國家の危険から解放することを示しえます⁽¹²⁾」。

独占悪玉説を主張するこれら革新主義的共和黨員、及

び西部諸州選出民主党上院議員からの攻撃に対し、FDRは可成りの程度において、「これら一握りの強力な上院議員たちとも考えを一つにしていた」。ただ議会の圧力がこれ以上に増すことは好まなかった。このような事情と、アーノルド登用の背景をつないでニューデール研究の権威は次のように説明している。大企業を攻撃する人々、また「革新主義的同盟者をなだめるため」、「FDRの反独占計画にとつては、この垢抜けしたT・アーノルドを通じ司法省によるトラスト潰しを意図した方が、議会で余りにも劇的な立法を未然に防ぐ」ことができるし、その方がより好ましい。そこで練達の政治家らしく、FDRは機先を制して「問題を盗みとる政治的手腕」を發揮したのである、と。⁽¹³⁾

彼の先制的防衛は、景気後退期一九三七年にすでに始まっていた。後年最高裁判事となるR・H・ジャクソンはこの時期では司法省反トラスト部長であった。彼ジャクソンの証言によると、「大統領の助言に従って、一九三七年秋の間、独占の弊害を攻撃する幾つかの演説を行なった」ことになっている。つまりFDRは決して独占問題に無関心ではなかった訳である。但しジャクソン、即ち行政政府が敗訴を重ねた時でさえも十分な支援はFD

Rから得られなかった、と彼は一九五一年六月一六日のインタビューにおいて述懐している。⁽¹⁴⁾これはFDRの反トラスト問題に対する熱意の限界を示すものである。つまりFDRがこのように反トラスト問題の重要性を認識しながら、必ずしもその執行機関、即ち反トラスト部に積極的支持を与えなかったのは、彼がこの景気後退に対する正しい経済的対応について全般的な自信を有していなかったことを示す一側面でもある。それはFDR自らが任命した諸閣僚の間における意見の不一致の存在にもみてとれる。

一九三八年一月から三月にかけて、FDR政権は独占福祉国家、消費者の購買力向上など——別言すればこの不況の克服策として均衡予算をとるのか、又は積極的に赤字財政にふみきるのか、事業の優先順位において何が最も効果的であるか等々の問題を抱えていた。それぞれ唱導者たちはFDRの歓心をひくべく閣内で激論をくり返していた。この一連の経済戦略をめぐる激論の紹介は、E・W・ホーリーの著「ニューデールと独占の問題」に記載されているが、同著の副題「経済的三重傾向の一研究」⁽¹⁵⁾がその間の雰囲気象徴している。反トラスト政策もこの閣内論争の激しさに貢献したのであって、

ニューデール後期の反トラスト政策

揺れ動いたFDRは腹心H・ホプキンスがこの論争にわり彼を説得した時、初めて一つの決断に達しえた。それは一九三八年四月、相次いで議会にあてた二つのメッセージにと結実し、彼の経済戦略はようやく固まった。四月一四日付「より一層の回復を励ますための勧告」、四月二九日付「独占と経済力の集中を抑制するための勧告」がそれである。この二つのメッセージにおいてFDRは反トラスト諸法施行の意図を再確認し、後日の司法省反トラスト部支援の二〇万ドル予算要求を予兆させた。

一見すれば彼の強い反独占意志の表明のように思えるこれらメッセージについて、その真摯さと強さに対し我々は全く相反する二人の史家の見解に出会うが、⁽¹⁶⁾本論ではこのメッセージの意味を以下の文脈で捉えることによつて、一先ず次のように把握しておく。即ちFDRは一九三七年一月二〇日再任すると、直ちに所謂「一九三七年の憲法革命」と呼ばれる対最高裁闘争を展開し、ニューデールの経済的、社会的立法を破棄し続けた最高裁の再編を企図したこと（二月五日—七月二二日）、ワシントンでの民主党勝利の晩さん会において最高裁多数派の「個人的な経済的偏向性」が現下の喫緊事に対処する連邦及び州政府の力を削いだとする非難演説（三月

四日)を行なったこと、そして同年秋反トラスト部長 R・ジャクソンに次のような書簡を発している事実。曰く「関心を要求し続けている問題の一つは、我が国の反トラスト諸法の不適當な諸点と欠陥であります。このことについては非公式に再三私が貴官及び他の人々に説明してきました。政府機関の他の人々の援助を得て貴官にやって頂きたいことは……次の通りであります。(1)我が国反トラスト法施行の成否、その経済的社会的結果、(2)それぞれ利点と不備を伴う實際的考慮に値するような異なった提案もしくは選択肢の提出を求めます⁽¹⁷⁾」。

この書簡は重要なステップを印している。即ち前述一九三八年四月の反独占演説——アメリカ産業における経済力の集中、その集中が競争の凋落に及ぼす影響力の研究、その研究が連邦通商委員会、司法省、証券取引委員会、その他の行政機関つまり同政権の關係諸機関あげての共同作業でなされるべきことの要請——、それは暫定国家経済委員会(Temporary National Economic Committee)の調査にと通ずるからである。このような一連の言動が、FDRの反独占への決意が自律的であったか或いは議会及び世論の外圧を受けての他律的なそれであったかの詮索もさることながら、それ以上に重要なことは、一九三八

年時点彼が反独占の決意をすでに固めていたこと、そしてそれを実行するに相応しい人材を求めていたという事実である。T・アーノルド登用の文脈は右のように把握される。

註

- (1) Martin Shapiro, "On Predicting the Future of Administrative Law," 6 *Regulation* (May-June 1982), 18-25; Gene M. Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 38 *Business History Review* (Summer 1964), 214. Robert B. Horwitz, "Judicial Review of Regulatory Decisions: The Changing Criteria," 109 *Political Science Quarterly* (1994), 136.
- (2) Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 214-215; Alan Brinkley, "The Antimonopoly Ideal and the Liberal State: The Case of Thurman Arnold," 80 *Journal of American History* (Sept. 1993), 557.
- (3) Horwitz, "Judicial Review of Regulatory Decisions," 137.
- (4) Samuel Haber, *Efficiency and Uplift: Scientific Management in the Progressive Era, 1890-1920* (1964); Samuel P. Hays, *Conservation and the Gospel of Efficiency* (1959).
- (5) Handler, *op. cit.*, p. 3, 傍点引用者。
- (6) Horwitz, "Judicial Review of Regulatory Decisions," 137; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New

Deal" 214.

- (7) Statement to the Press, Homer Cummings, July 6, 1933, quoted in Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 215.
 - (8) *Schechter Poultry Corporation v. United States*, 295 U. S. 495 (1935); A. T. Mason et al., *op. cit.*, pp. 81, 229, 233, 236.
 - (9) この題、即ち三〇年代に出版された影響力のある著作のほとんどは注目する必要がある。
- Adolph Berle and Gardner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (1933); Edward Chamberlain, *The Theory of Monopolistic Competition* (1938); Harold G. Mouton, *The Formation of Capital* (1935); John Maynard Keynes, *General Theory of Employment, Interest, and Money* (1936).
- (10) 拙稿「所得税事件と保守の勝利」山口大学文学会志第 二九号 (一九八八年)。
 - (11) Ely, Jr., "Property Rights and Liberty," 705-706; Hovenkamp, "Political Economy of Substantive Due Process," 379; Michael Les Benedict, "Laissez-Faire and Liberty: A Re-Evaluation of the Meaning and Origins of Laissez-Faire Constitutionalism," *3 Law and History Review* (1985), 293.
 - (12) Joseph C. O'Mahoney to FDR, June 19, 1939, quoted in Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 216-217.

ニューディール後期の反トラスト政策

- (13) Frank Freidel, *The New Deal in Historical Perspective* (1959), pp. 18-19; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 217; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 4.
- (14) Eugene C. Gerhart, *America's Advocate: Robert H. Jackson* (1958), pp. 88-90, 126, 481 note 15; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 2-3.
- (15) Ellis W. Hawley, *The New Deal and Problem of Monopoly: A Study of Economic Ambivalence* (1966), pp. 386-409.
- (16) Samuel I. Rosenman (comp.), *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, VII: *The Continuing Struggle for Liberalism*, 1938 (1941), pp. 221-233, 305-320 respectively. この演説は、その積極的論議を Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 217 及び 積極的論議の二つを Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 3-4 を参照。
- (17) Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 217; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 4.

(三) T・アーノルドの対独占哲学

後日最高裁判事として活躍することになる R・H・ジャクソンは、自分の後任として T・アーノルドを強く推した。しかし彼の任命に最も尽力し功績のあったジャ

クソン自身、法務総裁時代、副官G・ディーンに次のように述べている、「司法省には現在、何やかやと問題をおこす二人のプリマドンナがいる。一人はJ・E・フーヴァーであり、もう一人はT・アーノルドである」と。⁽¹⁾ またジャクソンの後をついだ法務総裁F・ビドルもその引継ぎに際し、彼から次のような警告を受けた、「任期中に絶えずアーノルドが次に何をしでかすか気に病んだ」、「例の二人とはスムーズに行かなかつた。アーノルドには気をつけ監視し給え」。⁽²⁾ 最適任として推挙し、任命実現に最も手柄のあつたジャクソン自身が、アーノルドの反トラスト法施行の手法と、やり過ぎとも思えるトラスト告発に辟易していたことがうかがえる。一九三八年に就任するとアーノルドの活躍はすぐに始まって、反トラスト部を指揮し新たに一件、一九四二年には九二件を告発した。調査について言えば一九三八年には五九件、一九四〇年には二一五件が開始された。合して司法省は一九三八年には九二三の告発、そして一九四〇年には三四一二件を数えた。彼はこのように活動的であつただけでなく、効率的でもあつた。彼は殆どすべての事件で勝訴した、たとえば一九四〇年には三三三件のうち三一の勝訴、その他の事件では法廷外で政府有利の条件にお

いて解決をみたのである。⁽³⁾ このような活躍の基底にあるアーノルドの哲学と、法的戦術はいずれからもたらされたのであろうか。

アーノルド任命の事情と、殊にそれにFDRの意志が強く働いていたか否かについては史家の間に必ずしも見解の一致はない。しかし次のような数字と、ジャーナリズムから奉つられた「トラスト潰し屋」のニックネームには動かし難い実体がある。FDRが一九三八年三月彼を反トラスト部長に登用しなかつたら、この部の活動はTNECがそれまで行なつてきた広汎ではあるが全く無用とも言える調査書類の山を生産したにすぎなかつたであろう。自身TNECの一員でもあつたアーノルドは「この委員会が誰も読もうともしない記録や本を単に積みあげるだけの存在であることがますます明らかになつて来た時、私は興味を失い、反トラスト諸法侵犯に対する全国的規模の告発に訴えることにした」と述懐している。⁽⁴⁾

斯て彼は在任五年間に、一八九〇年シャーマン法制定後彼の着任するまでの五三年間に司法省が行なつた調査と告発の四四パーセントに当たる二一五件を指揮したのである。「一九三〇年代のコースにおいて、アメリカに

おける反独占思想が如何に基底的に変化したか……また反トラスト諸法の使用が彼によってどのように激変させられたか……彼は自由思想における一連の変化を代表した。反トラスト法思想及びその運用に彼が果たした役割の大きさは、その比較的短い任期とは比べものにならない。そのような最大級の肯定的評価のコインの裏側には、故意ではないにしても、彼が実際は企業の活性化を望んでいたのとは逆方向にとそれを導き、一部その「近代化」を遅らせたとする批判がある。また在任中に勃発した第二次大戦と、その非常事態に乗じた軍・産・官三者の挾撃を受けて、彼が本意にも連邦控訴裁判事に転ぜざるをえなかった「負の理由」がそこに存在したのである。別の表現をすれば、この期反独占感情を支えた強いイムパルスは確実にあったが、それを相殺するほどの独占感情すなわち自由主義勢力もまた存在していたことの反証でもある。以上を総合的に観ずれば、「反トラスト諸法を再活性化させようとしたアーノルドの諸努力は、一九三〇年代末の公共政策における最も責任ある決断の一つ」と表現しえるであろう。⁵⁾

ワイオミング州で弁護士、ワイオミング大学法律大学院教授、ウエスト・ヴァージニア大学大学院の学生部長を

経てイエール大学法律大学院教授職にあったアーノルドは「資本主義の伝説」*The Folklore of Capitalism* (1937)、「統治のシンボル」*The Symbols of Government* (1935)二著によって知名の人物であった。両著は世評も高かったが、或る意味で世論を乱す著作でもあった。彼は明らかにニューデール派であり、R・コーランと親交があった。彼は革新主義にも理解を示したが、たとえばボラーのような旧来からの革新主義派とは必ずしも意見が一致していた訳ではない。そのことはボラーが彼を承認するか否かに当たって開いた審問会において、有名な「資本主義の伝説」は読んだが、その読書感は「彼が反トラスト諸法に何ら信を抱いていない人物」と理解したというものであった。⁶⁾ 逆にアーノルドは「ボラー上院議員のような人々が斯る「反トラスト」十字軍の続行の上

にその政治的基盤を置いているが、それは全くの無駄であり甚だしい絵空事にすぎない」と酷評していたが、彼はその際ボラーを揶揄したのではない。彼は反トラスト推進派の企業に対する対応の仕方、反トラスト諸法の運用ぶり全般に不満を抱いていたのである。「資本主義の伝説」において曰く、「反トラスト諸法は説教的趣味であるから、それらはお説教としての働きを演じて来たに

過ぎない」、これら諸法は「巨大企業の成長に加えられるべき攻撃を、純粹に道徳的・儀式的経路へと曲流させることによつて、その成長を促進させるような結果を事實上生んだ」のであった。これら諸法は事実上、産業的諸組織に實際的な規制をかける際の障碍物とさえなつていた、と感じたのである。⁽⁷⁾ 彼はそれまでの政治家、行政官僚の思考と態度の双方を苦々しく思つていたのである。

勿論、彼は大企業のリーダー達にも大きな不満を抱いていた。彼は実業界指導者たちが何故反トラスト諸法を無視するかにつき二つの理由をあげている。(1)実業界リーダー達が反トラスト法とは何かについて本当はよく理解していないこと、(2)反トラスト諸法自体の意図と文言が曖昧なこと、(3)実業界が競争状態にある時は、誰か一人が「海賊」^{バカニア}になれば残りすべての者が対抗上武器をとつて戦わねばならないと信じこんでいたこと——アーノルドに言わせるとそれは全く逆であつて、「適切な反トラスト法の施行がない競争こそ、レフェリーのいないボクシング試合と同じ」であると説得するつもりであつたのである。これは彼が該部長就任のおよそ半年後、ミズリー州法曹協会で行なつた演説の中核である。⁽⁸⁾ 要するにくり返されたアーノルドの保証——規模それ自体

(*Per se*) の故にビッグ・ビジネスは悪であるとの考えには反対であり、攻撃すべきは独占的傾向に限られる——に對し、実業界は概して敬遠するか、懷疑的であるか、もしくは真意を理解しなかつたのである。⁽⁹⁾

一方、アーノルドは実業界とのコミュニケーション欠除に不安を感じとつており、相互關係の緊密化を求め続けていた。たとえば石油業界に仕掛けた数多くの訴訟が、同業界への明々白々な敵意の表れだと主張された時、彼はそれを否定すべく二つの行動を起した。一つは「独占的傾向」は独り企業側に留まらず、労働組合にも存在するとして、これを対象にした数多くの告発を行ない以て自らの公正な立場を示してみせようとしたこと、二つにはアトランタにおける当の全国石油協会を前にした熱弁で自らの真意を告げようとした努力がそれである。即ち「これら諸原理〔前述の規模の大きさ自体に対する攻撃には反対であること、別言すれば反トラスト法における当然違法 *per se illegal* 原理は執らないこと、筆者注〕をビジネスへの攻撃と解すべきではない。これらは攻撃とは逆にビジネス防衛的なのである」、或いは「反トラスト諸法は戦時の暴利稼ぎに對抗する防禦陣の最前線なすものである」。⁽¹⁰⁾

同様の声明や演説が幾度となくくり返された。しかしそれに対し実業界は敵対的でないとしても最善に言つて懐疑的であつた。確たる姿勢を保持していると考えられるアーノルドの反トラスト政策が疑わしく、加えて彼の最高位の上司FDRの反トラスト政策が外部からは極めて不明確に見えたからである。その最大要因はFDR政権内の諸閣僚の間に存在した意見の不一致である⁽¹¹⁾。これについては今後の精査にまつとしても、ともかくアーノルドは少なくとも実業界に警戒心をおこさせる程の力を持つ主として期待をこめてホワイトハウスに招聘されたことは疑いない。

註

- (1) Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 13.
 (2) Francis Biddle, *In Brief Authority* (1962), p. 272; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 13 n. 53.
 (3) Brinkley, "Antimonopoly and the Liberal State," 565.
 (4) Thurman W. Arnold, *Fair Fights and Fowl: Dissenting Lawyer's Life* (1965), p. 143; Hawley, *op. cit.*, pp. 283-455.
 (5) Brinkley, "Antitrust Ideal and the Liberal State," 558; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 5; Max

ニューデール後期の反トラスト政策

Lerner, "Trust-Buster's White Paper," *New Republic*, Sept. 16, 1940, 389, 傍点引用者。次もタイトルとともに参照せよ。Joseph Alsop and Robert Kintner, "Trust Buster: The Folklore of Thurman Arnold," *Saturday Evening Post*, Aug. 12, 1939, 30-33.

(9) *The Nomination of Thurman Arnold to be Assistant Attorney General, March 11, 1938: Hearings before a Subcommittee of the Committee on the Judiciary, U. S. Senate, 75th Congress, 3rd Sess.*

(7) Thurman Arnold, *Folklore of Capitalism* (1937), pp. 115, 185, 211-212, 217, 263-264; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 6-7.

(8) Thurman Arnold, "The Enforcement of the Sherman Act," Address before the Missouri Bar Association, St. Louis, October 1, 1938.

(6) ニューデール期の企業家リーダー、労働界AFL会長、それとアーノルドの三者関係についての秀れた証言は次にある。Frances Perkins, *The Roosevelt I Knew* (1946), pp. 221-222. See also Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 218-219.

(10) Arnold, *Folklore of Capitalism*, pp. 104, 207; do., "The Policy of Government Toward Big Business," 18 *Proceedings of the Academy of Political Science* (Jan. 1939), 180-187; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 219.

(11) 一派に分れた陣営の顔触れの紹介については次をみよ。

Ibid. note 20 at 219-220.

(四) 反トラスト部の活動

FDRのアーノルド登用がどれ程自発的であったか否かについては史家の間に異論がある。しばしば引用されるのは、彼がアーノルドの見解を詳細に知るための面接もしなかったこと、あの著名な「資本主義の伝説」さえ読んだことがないと自認していたという事実である。

アーノルドの採用はFDRが彼のトラストに対する見解を熟知した上での結果ではなかったとするこの説に従えば、任用理由の第一は、彼がジャクソン、コーク、W・ダグラスを始めとする有力な議員と親交があったこと、彼らがアーノルドはそれまであらゆる分野においてニューディール政策を支援してきた経歴を有する人物である旨の推輓をなしたこと——つまり任命はFDR自身の意志によるよりも、これら有力ニューディール派議員の積極的働きかけによるものとされる。ニューディールの政策支持の経歴はしかし動かない、これに加えて彼の主要な二著のみでも彼がこのポストに相応しいと評価されたであろう。なぜなら前記二著は既成の信念、シムボ

ル、原理に攻撃をかけ、反トラスト法施行の非現実性、非効率性を厳しく批判していたからである。⁽¹⁾後日ホフスタッターがとりあげ、且つ当時のニューディール派が理解し評価していたように、彼の著は「一九三〇年代末の保守派の典礼主義的思考に対する大いなる痛撃」を開示していたのは紛れもない事実であった。少なくともホフスタッターにとつては、彼はニューディールの唱導者及び同政策の擁護者として活動した人物と映じた。⁽²⁾

ともかく彼アーノルドへの期待の高さは次の事実に示される。就任時、一九三八会計年度における反トラスト部の予算はおよそ四七万三〇〇〇ドル、それが一九四三年度では一四八万ドルにまで増額されていたのである。スタッフの数は一一一名から四九六名に増員された。アーノルドは辞任までに、すでに反トラスト法の活発で効率的な施行のシムボルとなっていた。全国の市民からの手紙、新聞の社説、両院の超党派国会議員による個人的インタビューなど、すべてが彼が辞任しないよう求めていた。⁽³⁾

アーノルドの基本的姿勢と戦略とを、彼の著書、書簡、演説から摘記しおよそ次の如くに理解した上で、後段では革命的と称された法廷技術⁽⁴⁾を概観する。前任者ジャク

ソンの引次ぎに当たつての誓約事項は、反トラスト諸法の不備は認めながらも、「これら諸法を改訂するのではなく、これらを公正且つ精力的に実施する政策を追求する」ことであつた。過激に既存諸法の手直しをするのではなく、その効率的運用を計るとの誓いであつた。

その爲には議員はもとより、過激を好まない一般大衆の啓蒙、それも穏やかな手法による啓蒙が欠かせないと考えられた。ビジネス・ウィーク誌（一九三八年八月五日号の指摘によれば、「これら諸法の不十分さを『教育する』キヤムペーン展開の必要性」と、単なる啓蒙者に留まることなく、さらに反トラスト諸法の実際の施行を議員、ジャーナリズム、一般大衆に積極的に約束し、それを貫徹する強い意志のあることを示そうとしている、と。そしてその実現には必要且つ十分な予算と組織が前提されるとしてそれらを求めた。さらにそれらを明確な概念構成の枠組みで示すとも約束している。アーノルドに借言すれば、自らは単なる「説教師」でも、またこの苦況を癒すための「治療医」でもなく、現状が全く容易ならざる事態であることを把握してそれを患者に知らしめる「診断医」に徹しようとしたのである。⁽⁵⁾

国会議員や一般大衆への啓蒙活動の必要性について、

ニューデール後期の反トラスト政策

彼は一九三九年七月四日付前任校イエール大総長C・シーモアあて書簡で次のように述べている。「私は従来「イエール大学」在任中は僅か一度の講演すら断つてきた。或はまた排他的「コーデイル派」と同一視されないようにとそれを拒絶してきた」、しかし今や彼は機会が与えられれば何時でも何処にでも赴き「教育」に専念するつもりである、と。その上、現実主義者の彼は反トラスト的傾向には常に支持を与えはするが、その支持の理由は反トラスト主義は道徳的、倫理的的心情に発し且つそれを基盤を置くという、彼に言わせれば「時代おくれの革新主義者」も今となつては味方陣営にひきつけておかねばならないと痛感した故であつた。そのことは彼が何時かは表出する矛盾を背負いこむ羽目に落入るはずだが、彼はそれに気づきながらも意に介さないと心に定めた。「首尾一貫性を求めるのは哲学者の職能」と割り切つたのである。現実主義者としてのアーノルドの顔がそこにはある。

その現実主義はシャーマン反トラスト法運用時に表出する。同法の不完全さを常にむしろ非難さえしてきたのは彼であつたが、トラストに立ち向う武器は同法以外にはないと認識した時、「シャーマン法の制定者たちは唯、

一、の誤りをおかした——それは同法違反に対し重罰を規定していなかった」ことだけであると譲って、その積極的運用を計ったのである。⁽⁷⁾そして大量の告発に踏みきつた。それは同部への大幅な経費負担を必要としたが、彼はその予算獲得に成功した。さらに勝訴を重ねることにより、裁判に費やした三倍もの額を罰金や解決金の形で国庫にもたらし、それがまた更なる告訴を可能にした。まさにその手腕は「トラスト潰し屋」の異名に恥じないものであった。⁽⁸⁾

約束通り彼はトラストに果敢なまでに挑戦した。しかし彼が強調したのは、ブランドイス判事的意味での、或いは「当然違法の原則」によるトラスト潰しではなかった。彼の努力は消費者保護と、消費者の購買力向上へと注がれた。この思想は最も端的には「ビジネスの隘路」(一九四〇年)に表明されている、曰く「過去の反トラスト諸法に関する殆どの著作は *evil of bigness* (原文斜体) の消去を意図して書かれたものである。強調されるべきは規模の大なるが故の悪ではなく、効率の悪さか、また効率のもたらすメリットを消費者に手渡さない諸産業の悪である」、また曰く、反トラスト諸法は「分配をより効率的たらしめるよう意図」されたと解すべきであ

る。⁽⁹⁾

このような主張を提起した時、彼は必ずしもシャーマン反トラスト法を重要な経済政策の支柱として期待していた訳ではない。彼は「独占主義者たちは「経済を」支えるべき購買力が存在しない状況下で価格維持を計り、ついで生産を削減し、失業者を増大させる」といった経済状況を招来すると予測した。アーノルドは自らが開始した反トラスト活動が、独占主義者による斯る有害な慣行を消去または予防することによって景気後退に挑み、そしてその戦いに勝利すると信じていたのである。⁽¹⁰⁾

そのような目的を達成すべき戦術は次の三者によって構成される、即ち法廷での二つの新戦術と、いわば法廷闘争に入る以前の助走段階における大衆啓蒙と、被告の戦意を削ぐことを兼ねた告発意図の正式表明である。

前述のように彼は企業の大なることそれ自体を悪とは見做さず、むしろ効率的な大量生産、或いは秩序あるマーケティングは失業を防止し、遊休能力をひきだすと考えていた。これは農民や小企業家を中心にした自由な経済活動が建国以来の理想の国家像という「伝統」と抵触する側面を有する。しかしアメリカは様々な利益グループによって構成されている国家と考えている現実主

義者アーノルドにとっては、反トラスト諸法の伝統的な友人である小規模企業家と、巨大企業との間の懸隔を減少させること、また産業的東部に対しこれに服属的な南部及び西部を救済すること——それが反トラスト諸法発動の真の目的であった。従つてアーノルドが問題視したのは、通商・取引きの「有害な」制限がみられる特定のな諸例にのみ攻撃対象を絞ることであつた。またこれら有害的な規制に対抗する行動をおこす際、アメリカの多様な利益集団の支持を獲得するのに「伝統的スローガン」が活性的であるか無力であるか、が問題であつた。

この観点からすれば、トラスト告発は、不満は持つが概して法廷に出席して傍聴に加わろうとするまでには至らない人々の行動を如何に活性化させるかがポイントであり、そのためには問題を劇的に表明する手段を案出せねばならない。

彼はこのドラマの効果を増すために、従来の反トラスト訴追手続きを修正した。新しい告発をなすに当たつて真先に自らがなそうとする訴訟行為の理由、そしてそれによつて何をかちとろうと望んでいるかを公式声明において広く明らかにした。即ち自らの手の内を明かし、相手に逃げ道を与える危険をおかしてまでも、どのような

企業が、そして企業活動が告発の対象になるかを「事前に」表明したのである。それは法廷にまでは出てこないであろう一般大衆の支持を得るための啓蒙的宣伝であり、同時に反トラスト法違反が如何にやっかいで高価にかかを被告に思いしらせる警告の役割をも演じた。⁽¹¹⁾

彼が相ついでおこした告発手続きは「過去の反トラスト法施行に比べるとまさに革命的」であつた。⁽¹²⁾ シャーマン反トラスト法は罰則規定は不十分であつても十分に実効的であるとの信念の下に、二つの法技術が案出された。特に同意判決コンセント・デクリーの使用と、いま一つは民事と刑事訴訟の同時告発がそれである。これをもちいて彼は全ての違反製造業と他の業界、即ち製造と分配・流通の各分野における大量告発と調査を行なつた。歴史的にみれば、政府は長い裁判を経ずに訴訟目的を達するために従来も同意判決を使用してきたが、彼によればそれは同意判決の「誤用」であつた。⁽¹³⁾ つまり従来はそれによつて「犯罪行為が赦される手続き」と解されてきたのだが、今やそれは創造的且つ侵蝕的に使用されねばならないと思われた。被告は最早や単に「彼がその故に告発された〔悪い〕慣行」を停止するだけでは十分でなく、被告のビジネスの指導者たちは訴訟で敗れる場合以上にその企業活動を徹

底的に改革するよう求められたのである。ビジネスは違反慣行を消去するのみならず、「これらの不法慣行を強制的に全産業界の諸条件」をも消滅させる必要があると主張された。また「正しい」同意判決の使用による早期解決が彼のスタッフをして更に次の告発に取りかかる能力と時間的余裕をひきださしめ、また怒りを覚えていた一群の人々の怒りを鎮和させる効果を持ち、そして最終的には消費者の利益保護につながる——それらの総計は彼の政策支持者数の増加を結果する、と信じられたのである。

かくして反トラスト部の調査・告発は、一九三八年後半以来建築、土木、映画、タイヤ、肥料、石油、たばこ、医薬品、さらには困難な特許権に絡む問題（例えば牛乳びん業界、やがては交戦相手となる軍事光学機器等に関するドイツの特許権のような国際カルテルも含む）など全ての分野に攻勢が加えられた。それはまさに政治コメントイターJ・オルソップ、R・キンターがいみじくも形容したように全分野に対し、同時の、しかも痛烈な一斉射撃であった。曰く「hit hard, hit everyone and hit them all at once」の観があった。⁽¹⁴⁾

註

- (1) Hofstadter, *Age of Reform*, p. 317. アーノルド自身、この両著はニューデール派に気に入られたと述べている。Arnold, *Fair Fights and Fowl*, p. 135. See also Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 8-9.
- (2) この予算、人員両面における増加のピークは一九四二年であり、それぞれ二三二万五〇〇〇ドル。五八三名であった。
- (3) それ以後の漸減ぶりは第二次大戦に伴なう予算の削減、スタッフが軍需関係部局や軍隊にとられたこと、それに伴う作業量の減少により説明がつく。Corwin D. Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 58 *Political Science Quarterly* (Sept. 1943), 339.
- (4) Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 11.
- (5) Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 220-221; *New York Times*, March 22, 1938, 3; "Arnold's Anti-Trust Strategy," *Business Week*, May 28, 1938, 13-14; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 10.
- (6) Gressley, "Thurman Arnold' Antitrust, and the New Deal," 221-222.
- (7) Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 341; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 222; Brinkley, "Antimonopoly Ideals and the Liberal State," 557-579, esp. 561. See generally, Arnold, *Folk-*

lore of Capitalism, pp. 115, 185, 263-264. 傍点引用者。

(8) Brinkley, "Antimonopoly Ideals and the Liberal State," 564-565. 彼の訴訟指揮なり、ポプリリストの伝統との異和感にこのつは次々々々。 Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 217-221 ; Thurman Arnold, *The Bottlenecks of Business* (1940), pp. 141-143, 152-154.

(9) *Ibid.*, pp. 3-4. 良トラストと悪トラスト、或いは「条理の原理」などの概念も含めて次の諸論文も参照の事。 Louis Galambos, "Triumph of Oligopoly," in Thomas Weiss and Donald Schaefer (eds.), *American Economic Development in Historical Perspective* (1994), pp. 241-253 ; Robert B. Horwitz, "Judicial Review of Regulatory Decisions : The Changing Criteria," 109 *Political Science Quarterly* (Spring 1994), 133-169.

(10) Thurman Arnold, "What is Monopoly?," *Vital Speeches*, Vol. 4 (July 1938), 570 ; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 10-11.

(11) Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 341-342.

(12) Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 11.

(13) Arnold, *Bottlenecks of Business*, pp. 144-162.

(14) Joseph Alsop and Robert Kinter, "Trust Buster : The Folklore of Thurman Arnold," *Saturday Evening Post*, August 12, 1939, 7 ; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to

Washington," 10-11 ; Arnold, *Bottlenecks of Business*, pp. 141-143, 152-154 ; Brinkley, "Antimonopoly Ideals and the Liberal State," 564-565 ; Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 342-345 ; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 222-224 ; Arthur S. Miller, *The Modern Corporate State. Private Governments and the American Constitution* (1977), p. 66.

(五) おわりに

アーノルドの目覚ましい活躍は、そのきらめきの明るさが象徴するように意外な程に早い終幕をみた。その要因は数多くあるが、そのうちの二、三点を摘記すること
で本稿を終る。絶頂期一九四〇年彼は次のように誇っていた、「シャーマン法の全史において、今日まで同法施行にこれ程の支持を得たことはない」⁽¹⁾。アーノルドの信念と未来に対する彼の野心は訴訟に成功する毎に増大していくかにみえた。そして彼は背後に広汎で熱烈な支持者が控えていると信じていた。然し一見このよに順風満帆に思える状況の中で、反トラスト思想及びその衝動的な施行の背後には異見が存在し、時には相対立するものもあつた。農民の中での反対派、またアーノルドが頼

りにしていた所謂「消費者」なるものは決して一つの堅固な階級、といった性格のものではなく、極めてうつろい易いのをその特長とする不特定集団であった。⁽²⁾ 加えて彼が労働組合にも反トラスト法を適用しようと試みたこと、そしてそれに敗訴しただけでなく、彼ら労働者を遠い地点に追いやったことが傷口をひろげた。そして一九世紀末及び二〇世紀初頭の状況は、まさに史家プリンクラーが述べているように、「この期合衆国には単一の反トラスト思想などは存在しなかった。もしありとすれば相関係する思想の一塊り、その寄せ集めであった」⁽³⁾。彼はそのような基盤の上だけで光り輝いていたのであった。

恐らく減光の最大要因は、彼がその絶頂期を誇っていた一九四〇年という年そのものであったといえる。それはFDRが第二次大戦に備えて大々的な軍事力増強を決定しつつあった年である。自国のみならず英・仏等の連合国のためにも武器を初めとする大規模な生産力が求められており、製造業、流通を含む全産業分野で「規制」ではなく逆にそれらのフル稼働が求められていた年であった。明らかに合衆国あげての潮流は反トラストとは逆の方向を指し示していた。

勿論、アーノルドの第一義的関心は大企業に向けられ

ていたが、一史家は「一九四〇年代初頭までにアーノルドは復活した西部の革新主義」的発言をくり返していたと指摘している。⁽⁴⁾ そこでは彼が農業にも亦労働に対して也十分に同情的な見解を持っていたことがうかがえるのである。然らば何故に彼は旧来の親友や、好意的であった世論を失なうに至る労働組合攻撃を仕掛けたのであるか。先ずは彼が農民に対して親近的であったこと、そしてそれが彼の武器とした反トラスト法とどのような関係にあったかを尋ねる。

一九三九年一月十九日付F・ノックス大佐あての書簡は、彼が決して農業に対し無関心ではなかったことを雄弁に語っている。「先ず最初に強調したいのは、私見によればこの特別の農業立法と反トラスト諸法との間には矛盾するところが無いという点であります。この法律によつて農民に如何なる特権が与えられようとも、司法省は少数で攻撃的なグループ〔大企業トラスト〕の特別特権の濫用から、これから新しく得られる〔農民〕特権を守る備えができています。反トラスト諸法はこれら〔新規〕特権に矛盾しないどころか……それらが崩されようとする時には絶対的に必要であります」⁽⁵⁾。そこにはウイルソンの風味さえ漂っている。

しかしそのような傾向は以降、漸減的になっていった。彼が多様な農業市場機関に対し二一五件の調査を準備し、そのうち五三件を告発したこと、また反トラスト部長辞任後にW・A・ホワイトにあてた一九四三年九月九日付書簡にそれは明らかである⁽⁶⁾。時間の経過の中で彼は次第に中西部諸州の革新主義者、自由主義者から距離をあけていった。別言すればこれらの旧友を失う方向へと傾いていったのである。明らかに就任直後の彼と一九四三年の彼とは異なっている。

然らば労働に対する姿勢は如何ようであったか、農業問題にみられと同じ転換があったであろうか。当初から彼が労働組合に敵対的でなかったことは知られている。就任直前、一九三五年連邦労働関係局を産んだ通称ワグナー法（連邦労働関係法）には好意的であったし、世論をわかせた一九三七年の自動車、ゴム、その他の産業分野における坐りこみストライキを支持した経歴がある⁽⁷⁾。

労働関連事件、就中著名な合衆国対ハッチソン事件は、アーノルドが最も成功し世の耳目を集めた住宅問題事件のいわば副産物として登場した。一九三八年の景気後退とそれの克服・浮揚を計った政府の住宅計画は、その地理的範囲、取引きの規模において反トラスト部が行なっ

た提訴の中でも「空前絶後にして最大」のものであった⁽⁹⁾。土木、建築、資材製造、内装、住宅関連機器、上下水道等々裾野の最も広い業界を対象とし、右諸業界のみならず労働組合も含め、談合や競争排除が行なわれたか否かが問われたのである。

経緯はほぼ次の如くである。一一の大陪審が全国主要都市に設立され、反トラスト部は絶頂期およそ一〇〇人時には同部スタッフの二分の一を裁判に注ぎこんだ。閉鎖的な労働組合も巻きこんだ競争排除が建築費の高騰因をつくったとして一〇〇前後の刑事及び民事訴訟が展開された。反トラスト部はこれら諸事件で圧勝し、同意判決により例えばピッツバーグの住宅計画はそのため一七パーセントの実質的なコストダウンを得たとされている⁽¹⁰⁾。然しながら住宅計画事件における完全な成功のうち、労働関係部門だけは全くの敗北であった。なぜなら最高裁は前述一〇〇件前後の諸事件において、労働組合は独占の対象から免除されると判示したからである。

ハッチソン事件で扱われたのは、大工組合が集団的な力を利用して、団交権、ボイコット、物品の移動などを制約できるか否かであったが、アーノルドはこれが建築費高騰の一因を成していると考えた。元来、労働組合と

は反競争的な組織であり、究極のところ労働協約は企業間の協定すなわちトラストと同じように、その善悪は組合が経済の健全に貢献したか或いはそれに資するののか、そして消費者の利益にとつて有用であるか逆にそれを損うかによつて判断さるべきものと信じられた。⁽¹¹⁾ その信念からすれば、大工組合の行為は許さるべきでなく、反トラスト法違反を構成すると思われたのである。

法理論的観点からは、クレイトン法及びノリスラガーディア法は、或る労働組合が他の労働組合をつぶすために、もしくは近代的省労働力手段の導入を阻止するためにその集団的力を使用することを認めてはいないと信じられたために、またこれら諸法は雇傭者に無用な労働に対する賃銀支払いを求めてはいないと判断された故に——それが告発の第二要因であつた。

第三の要因として、この大工・指物師同業組合会長 W・L・「ビグ・ビル」ハッチソンの言動にアーノルドが好意を抱いていなかった点が指摘されている。彼は告発を極度に渋っていた上司 F・マーフィ法務総裁を強引に説得して提訴し、そして究極的には最高裁によりことごとく斥けられた。敗訴はアーノルドに二つのことを思い知らせた。一つは彼のこのような上司をもひきずりこ

むような「仕事のやり方」 *modus operandi* の強引さが世間に浮彫りにされたこと。⁽¹²⁾ AFLはこの点を誇張的にとりあげて、これは政府が「組織された労働及びそれが依つて立つ基盤」に仕掛けた「最も悪徳的な攻撃」と非難キャンペーンを展開した。いま一つは、彼がそれまで頼りにしてきた政界の同志、即ちポピュリスト、革新主義者、ニューディール派のいずれもが、これからの選挙において、「政治的に必要」な勢力として期待していた組織労働票にアーノルドが加撃したのは得策ではない、と判断して彼から遠去かつて行つたことである。アーノルドは敗訴した、そして友人も失なつた——これが彼の失脚の重大因の一つとなつたのは疑いもない。彼は「二重の代償」を支払つたのである。⁽¹³⁾

アーノルド失脚の決定的因子は、言うまでもなく第二次大戦である。彼の反トラスト政策が最もその成功の果実を結ぼうとしていたまさにその時点、即ち一九四〇及び四一年に、合衆国は戦時体制にと舵を切り始めていた。この兩年 FDR は予算要求を増大させていったが、反トラスト部への支援はこれを控えた。軍需品増産を意図する戦争遂行諸機関からの反トラスト部攻撃は痛打であつた。たとえば彼の運輸計画をめぐるこれら諸機関との間

の論争は、「最も厳しい」ものの一つであった。⁽¹⁴⁾ トラック運賃を鉄道運賃と同一水準にまで引上げようとする共謀がなされたとのシカゴ大陪審の申立てに対し、国防運輸本部 (Office of Defense Transportation) と陸軍、海軍両省は、このような告発は業者と政府とによる共同作業すなわち戦争遂行努力を否定し、それに深刻な影響を与えることになる⁽¹⁵⁾と強い抵抗を示した。同様の事象はデングァー地区でもみられた。結局、両方とも大陪審は投票によって、かかる告発を認めないと決定した。⁽¹⁵⁾

これに対し、アーノルドは反トラスト法の施行は「国防能力の〔減衰ではなく〕加速化に最も効果的な法手段の一つ」と反論した。但し奇妙にも彼はライヴアルであるナチスドイツやイタリアでの過激なカルテル化と、両国国防力の増加或いは減衰には論及していない。この点につきおそらくただ一度だけ触れたのはリーダース・ダイジェスト一九四一年六月号への寄稿であろう。⁽¹⁶⁾ 但し反トラスト部内において、戦時経済ⅡカルテルⅡ反トラスト諸法との関係が熱心に論じられたのは事実である。⁽¹⁷⁾ 然し世論は反トラスト政策にすでに以前ほどの支持を与えなくなっていた。有能なスタッフも戦時関係部門へと移されていた。アーノルドは手足をもがれていた。

前述の如く予算配分も非好意的であった。反トラスト政策に対し、この戦争を利用しようとする勢力から政治的、経済的圧力がひしひしと感じられた。或るコラムニストあての書簡において、アーノルドはいささか自暴自棄的に自らの立場を次のように述べている、「国家防衛の利益にとつて緊急の合同がもしあるとすれば、それは罰金を伴う法〔反トラスト法〕の放棄など必要としない合同のことでありましょう……我々が現在進めている告発方策が験されていて、その発展と展望の可能性は見えません」。⁽¹⁸⁾

もしこの時点でアーノルドを支える者があるとすれば、FDRをおいては他にないであろう。然しその時FDRはこう言ったとアーノルドは戦後に書いている、「FDRは同時には一つの敵とだけしか戦えないと認識して、独占に対する戦いを一時休戦すると宣言することで自らを納得させた。彼は対外戦争に従事せねばならなかった。⁽¹⁹⁾ として独占はそれなりの流儀で彼に愛国的支援を与えた」。

一時に二つの敵——ナチズムと独占——を相手に戦えない、アーノルドはこのように切りすてられた。一九四三年初頭、FDRが彼にコロムビア特別区連邦控訴裁判所判事の地位を提供した時、彼はそれを受けいれ

た。三年の短い在任期間、しかし反トラスト部永続化にとつては十分な功績を残して彼は去つていった。

第二次大戦という国家的危機が影響したとはいへ、「三年間」は数々の反トラスト告発、それを支援した大衆の熱気、そしてその急速な熱の冷め方を経験した——それをR・ホフスタッターが次のように形容したのは一九六四年のことであった。「かつて合衆国は反トラスト訴訟なしに反トラスト運動を行なつたことがある。現在では反トラスト運動なしに反トラスト告発がなされている⁽²⁰⁾」、世紀転換期からニューディール期にかけて、アメリカの公的生活の諸分野であるように熱狂的に支持された現象について、それは「アメリカ改革〔精神〕の色あせた熱情」として歴史にその存在を留めている⁽²¹⁾と。

註

- (1) Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 566; Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 338-355.
- (2) 消費者への反独占感情とのリンクについては次をみよ。
H. Roger Grant, *Insurance Reform: Consumer Action in the Progressive Era* (1979); David P. Thelen, *The New Citizen-ship: Origins of Progressivism in Wisconsin, 1885-1900* (1972).

- (3) Brinkley, "Antitrust Ideal and the Liberal State," 567.
- (4) Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 229-230.
- (5) Thurman Arnold to Colonel [Frank] Knox, Dec. 19.
- (6) To William White, Sept. 9, 1943, both (5) and (6) are cited in Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 225, 229-230, respectively.
- (7) Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 573; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 11-12; Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 346-347.
- (8) *United States v. Hutcheson*, 312 U. S. 219 (1941). 二〇の敵対的關係にある労組の法的論争から生じた組合ストライキ及び経済的ボイコットを禁止する目的でなされた告発。本件の詳細及びこれが反トラスト法理論に与えた流れの変化については次をみよ。Milton Handler, *Antitrust in Transition* (3 vols., 1991), I, pp. 343, 344, 346, 348; II, pp. 536 *et seq.*, 553 *et seq.*, 890, 892, 893, 895, 898.
- (9) Edwards, "Thurman Arnold and Antitrust Laws," 346.
- (10) *Ibid.*, 345-346; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 11-12; Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 573; Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 225.
- (11) *New York Times*, Jan. 28, 1940, p. 27; *ibid.*, Dec. 6, 1941, p. 10; Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liber-

al State," 573 ; Edwards, "Thurman Arnold and the Anti-trust Laws," 347-348.

(12) ニンチンハ世帯ビロウトセ Arnold, *Fair Fights and Fowl*, p.116. ヤ' トーノイの立場ビロウトセ J. Woodford Howard, Jr., *Mr. Justice Murphy : A Political Biography* (1968), p. 200 ; Richard D. Lunt, *The High Ministry of Government : The Political Career of Frank Murphy* (1965), p. 203. ヤ' ヨ。 リントハトーノイが尻ヲムコトヲ理由トシテ 労働界指導者から彼に様々な圧力が加えられたニシテトリスル。 See also Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 11-12.

(13) Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 573-574.

(14) Edwards, "Thurman Arnold and the Antitrust Laws," 352.

(15) Ibid., 353.

(16) Thurman Arnold, "How Monopolies Have Hobbed Defense," *Reader's Digest*, 39 (July 1941), 51, 55.

(17) Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 574-575. See also Eliot Janeway, *The Struggle for Survival : A Chronicle of Economic Mobilization in World War II* (1951), II, p. 187.

(18) Thurman Arnold to John T. Flynn, July 6, 1940, quoted in Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 227. See also T. Arnold, "Defense and Restraint of Trade," *New Republic*, May 19, 1941, 687, quoted in

Brinkley, "Antimonopoly Ideal and the Liberal State," 576.

(19) Thurman Arnold, "Must 1929 Repeat Itself?," *26 Harvard Business Review* (Jan. 1948), 43. See also Gressley, "Thurman Arnold, Antitrust, and the New Deal," 228 ; Miscamble, "Thurman Arnold Goes to Washington," 14-15.

(20) Richard Hofstadter, "What Happened to the Antitrust Movements? Notes on the Evolution of American Creed," in *The Business Establishment*, ed. Earl F. Cheit (1964), p. 114.

(21) Ibid, p. 113.

(一九九四年一〇月)